

第8回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成30年1月26日(金)午後4時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第8回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成30年1月26日（金） 16時00分
2. 閉会時間 平成30年1月26日（金） 16時52分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 16名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 出席推進委員の数 3名
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農地台帳登載申請について
 - 報告第4号 農業用施設届について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第5号議案 非農地証明願について
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について

午後4時00分開始

議長

それでは只今より、第8回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番 委員、・番 委員は所要の為、欠席との連絡があつております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番 委員、・番 委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告の前にお知らせですが、議案につきましては開催通知にも記載しておりましたが、個人情報に記載されておりますので取扱には十分注意してください。議案を処分される場合は一般ごみでの処分はできません。処分する場合は農業委員会事務局に渡していただくと事務局で処分しますので、ご協力よろしくお願いします。

それでは、報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、1件 3筆 2, 086. 00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は2ページから3ページに記載のとおりで、4件7筆 9, 865. 00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地台帳登載申請については、議案集4ページに記載のとおりで、1件 1筆 488. 51㎡ の届けがありました。

なお、現地確認は、12月27日に 、 委員に確認していただきました。

次に、報告第4号、農業用施設届について報告します。

議案集は4ページに記載のとおりで、1件1筆 62. 00平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の賃貸人は、・・・の・・・さん、賃借人は、・・・の・・・さんです。

畑1筆525平方メートルを賃借するための申請です。

取得後の耕作面積は第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番を含めて、3,166平方メートルで、農機具は、耕耘機1台を購入予定しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で50年の農作業歴があります。

ダイコン、里いも、さつまいも、ニンジンを作付し、通作距離は徒歩で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

・番（・・・ 委員）

お尋ねですけど、この地区の下限面積はどのくらいですか。

有明地区は5,000平方メートルでしょう。ここはどのくらいかの確認です。

事務局

・・・委員の質問ですが、旧有明地区と三会地区は5,000平方メートル、50アール、5反です、それ以外の島原市は3反以上の面積があれば所有権移転や耕作権の設定ができることとなります。

それは、今回の分を含めての面積となります。それと、土地の所在地で判断することとなります。

・番（・・・・・・・・ 委員）

なぜ質問したかという、前回県外からの農地取得で通作時間が1時間10分と事務局の説明でしたが、・・からは2時間以上かかりますよ、通作距離の問題はどうなりますか。

事務局

・・からはたしてできるのかとの質問ですが、作付作物によってはできる場合とできない場合があります。苗木で育てる作物なら可能で、葉物野菜などは確かに難しいと思います。

（「作物はタマネギ」と発言あり）

前回の分は作物はタマネギということでしたが、前回も説明しましたが、法人の場合は、代表者でなくても従業員でも1人以上が耕作業務に従事すればいいことになっています。

また、先ほどの所有面積の判断については、島原市にある面積が下限面積を超えなければならないのではなく、取得者が所有するすべての農地面積が下限面積以上あるかで判断するものです。

例えば、雲仙市で3反、南島原市で2反持っていらっしゃる方が、島原市で1反農地を購入されようとした場合は、下限面積による不許可はできないことになります。

・番（・・・・・・・・ 委員）

雲仙市、南島原市など近隣の市に持っている場合は分かりますが、佐賀市とか熊本市に持ってもいいということですか。それだと下限面積は必要ないのではないですか。

事務局

下限面積の考え方は、所在地ではなく、下限面積以上持ってないと農業として成り立つのかという考え方です。

・番（・・・・・・・・ 委員）

しかし、県外からということは通常考えられないじゃないですか。

事務局

ですから、前回の12月の分は農地では何百平方メートルでしたが、その農地だけを県外から来て耕作されるのであれば、無理な気もしますが、一緒に鶏舎も購入されるということを知りましたので、養鶏と一体にされるということであれば可能ではないかと考えております。

・番（・・・・・・・・ 委員）

耕作放棄地のために、下限面積を撤廃しているところもあると聞いているが、以前は耕作者が所有

するというのが適当であるとされていたが、法改正で、農地の利用権の促進にかわり、法人等も農地を持つことができるようになった。だから、下限面積も必要なくなったと思うが。

事務局

農地法に則って許可基準に該当するかを判断していただくことですので、耕作放棄地になるようだからでは、不許可とはできず、耕作放棄地になった時点で皆さんが指導することになります。

・番（・・・・・・ 委員）

下限面積をなくすことはできないのか。

事務局

下限面積は農地法で規定されており、なくすためには島原市農業委員会で議決していただければできないことはないのですが、なくす理由が必要になります。

この頃、他市町で下限面積を1平方メートルにしているところがありますが、これについては空き家に付属した農地などの理由により行っているもので、なんでもできるものではありません。

・・・・・・ 委員

下限面積は、有明、三会に住んでいる人が5反なのですか、市内に住んでいる人は3反なのですか。

事務局

・・委員の質問ですが、下限面積の判断は、土地の所在地で判断するもので、旧有明地区、三会地区にある土地の場合が、5反となります。

議長

他にありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請1番及び2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・・の・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・さんです。

畑1筆962平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は第1号議案 農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請の1番を含めて、3,166平方メートルで、農機具は、耕耘機1台を購入予定しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・・の・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・さんです。

畑1筆816平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は6,857平方メートルで、農機具は、トラクター2台、耕耘機1台、田植機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で50年の農作業歴があります。

ダイコン、里いも、さつまいも、ニンジンを作付し、通作距離は徒歩で1分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、2番について、・・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で55年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、柿、ダイコン、ニンジン、みかんを作付し、通作距離は自宅より30メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番及び2番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番ですが、関連がありますので、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を同時に上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について説明します。

第3号議案の許可後の計画変更承認申請1番の計画者は・・・の・・・
・・・さん、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番の譲渡人は、
・・・の・・・さんで当初計画では、申請地2, 152平方メートルを譲り受け、駐車場、門扉・
広告塔の設置及び緑地として利用したいと申請され、平成・・・年・月・日付け長崎県指令・・・農地活
第・・・号で許可されておりましたが、当初の進入路からは大型車両の出入が困難だったため、第
4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番の土地を譲り受け、・・・からの進入路を設ける
ことで、大型車両の利用や駐車スペースの増台を図れるため、計画変更したいとの申請です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は譲受人の宅地、東側は宅地及び国道、南側は道路、西側は宅地となっております。

雨水は調整池を設置し集水柵を經由して水路へ放流及び自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について、ご意見等はありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

前回の申請と大きく変わっていると思うのですが、前回の問題は水の問題だったと思うのですが、以前の入り口の方からの水がくるということでしたが、今回は大型車の進入路としての申請になっているが、事務局で、問題点の指導はしているのか。

事務局

・・・委員の質問ですが、変更前の申請の時に水の排水の問題で、いろいろな議論がありまして、地元の関係者に説明会を開いて了承を得てからということで保留になっていた経緯がありましたので、今回は申請前に地元関係者に説明会を開いて説明し、了承されたと聞いております。

排水のパイプの大きさを倍になどを説明して、了承をしてもらっていると聞いております。

議長

他にありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は許可相当と認めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

並びに、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認めることでよろし

いでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

並びに第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・さんと・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地271平方メートルを譲り受け、・・・・番、・・・・番・雑種地31.97平方メートルと一体に木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで宅地、東側は農地、南側は譲渡人の農地、西側は道路となっております。

雨水は溜桝を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は.....の.....さん、譲受人は.....の.....さんで、申請地258平方メートルを譲り受け、.....番・、同番・、.....番・の72.21平方メートルと一体に木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は.....の一角にあり、北側は水路を挟んで雑種地、東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。

雨水は溜枿を經由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の賃貸人は・・・の・・・さん、賃借人は・・・の・・・
・・・さんで、申請地999平方メートルを借り受け、隣接する・・・の・・・及
び・・・駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側、東側及び西側は農地、南側は道路となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・・・・委員の退場を求めます。

(・・・・・・委員 退場)

議長(堀川 好清 会長)

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について説明します。

4番の使用貸人は・・・の・・・さん、・・・の・・・さん及び・・・の・・・さんの3名、使用借人は・・・の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・さんで、申請地4, 172平方メートルを借り受け、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

なお、この申請は農地法第5条第3項の規定により、農地を農地以外にする行為に係るもので30アールを超える場合は長崎県農業会議(都道府県機構)の意見を聞かなければならない、と規定されております。

本市では、農業委員会総会で議決後に長崎県農業会議の意見を聴取することになっており、長崎県農業会議の意見を踏まえた農業委員会の意見書を付して県知事に進達することになりますが、長崎県

農業会議の意見の記入については会長に一任する事としてよろしいでしょうか。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は山林、農地及び宅地、東側は道路、南側は道路を挟んで農地、西側は山林となっております。

雨水は集水桝を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

・・番・・・・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・・・・ 委員 入場)

議長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付

することに決定しましたので報告します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は……さんの相続人で……の……さんで、申請地は昭和35年から37年頃に隣接地の宅地化に伴い市道からの進入路として利用されております。

また、昭和62年8月28日に市より二項道路（みなし道路）の指定を受けております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…… 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、北側、東側、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、里道と一体に公衆用道路として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長）

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……番 …… 委員の退場を求めます。

(. 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集11ページから12ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	3件	4筆	1,936.00㎡
耕作権の再設定	4件	6筆	6,866.00㎡
合計	7件	10筆	8,802.00㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集13ページから14ページに記載のとおりで、7件14筆 15,298.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

..番 委員の入場を求めます。

(. 委員 入場)

議長

・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。
次に、第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。
この議案は、本日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の3筆1,460.00平方メートル分について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。
議案集の15ページをご覧ください。
1番及び2番の農地の受け手は・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は、10,226平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック2台、散布機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3名で、主に野菜等を作付されており、すべての許可要件を満たしております。
次に3番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は7,936平方メートル、農機具はトラクター1台、トラック2台、散布機1台、管理機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3名で、主に野菜等を作付されており、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。
以上で第8回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第8回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時52分